

# 桜江都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

## 目 次

1 . 都市計画の目標	
1 ) 都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	5
交通施設 .....	5
下水道及び河川 .....	6
その他の都市施設 .....	7
3 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	8
a 基本方針 .....	8
b 主要な緑地の配置の方針 .....	8
c 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	8

参考附図 都市構造図

桜江都市計画整備、開発及び保全の方針の決定  
(島根県決定)

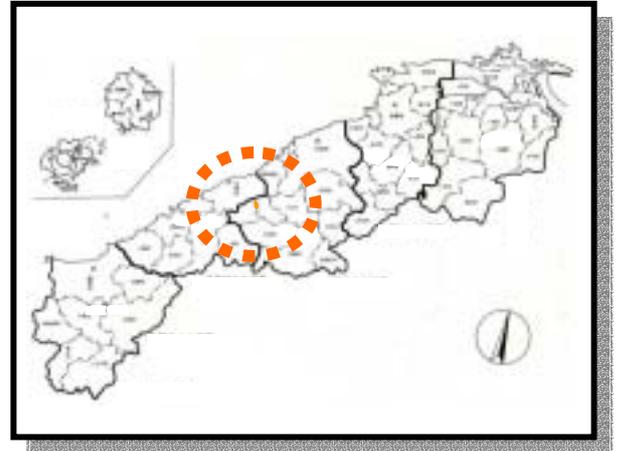
都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

桜江都市計画区域は、島根県のほぼ中央の内陸部に位置し、面積約 71ha、人口約 700 人の都市計画区域である。

区域内に中国地方最大の一級河川「江の川」と、その支川である二級河川「八戸川」、「小谷川」が貫流し、この合流部に区域内の集落の大部分が存在しており、豊かな自然環境を有する自然に恵まれた区域である。

また、主要交通網として、国道 261 号と JR 三江線を配しており、これら南北交通軸が本区域の住民生活の動脈としての役割を担っている。併せて近年は、山陰と山陽を結ぶ広域幹線道路である中国横断自動車道広島浜田線の旭 IC と接続する、桜江旭インター線が開通し、本区域と周辺地域を高速交通網で結ぶ道路網が整備されつつある。



1) 都市づくりの基本理念

本区域は、中国地方一の大河である江の川と、その最大支流である八戸川や小谷川が貫流し、周辺部にも緑豊かな山林が広がる自然環境に恵まれた区域である。また、役場等町の行政機能を担う区域でもある。

一方、地域間の広域にわたる連携が求められている近年、本区域では広域交通体系の幹線である中国横断自動車道広島浜田線、及び今後整備が予定されている山陰道への主要な連絡道路である国道 261 号や主要地方道桜江金城線が交差しており、周辺市町村の拠点施設間を結節する点として更にその重要性が増してきている。

将来の都市づくりにおいては、過疎化や高齢化などの社会情勢の変化や地域間の連携強化に積極的に対応するため、計画的・合理的な土地利用の実現及びこれを支える都市基盤の整備を進める。また併せて、江の川、八戸川、小谷川の表情豊かな河川環境をはじめとした豊かな自然環境の保全を図るなど、本区域の特色を生かした安心して暮せる生活環境の向上、自然豊かで活力あるまちづくりを推進していく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

自然と共生する暮らしやすいまちづくり

山林や河川等、本区域が有する恵まれた自然環境を保全しながら、秩序ある計画的な土地利用及び治水対策・広域交通網等社会基盤整備を行うことにより、自然と共生したまちづくりを進める。

幅広い年代の住民が健康で快適に暮らせるまちづくり

本区域は少子高齢化が進行しており、集落の自治機能の維持、定住人口の確保が大きな課題となっている。この現状を踏まえ、子供から高齢者までが安全で快適に生活できる環境の形成を目指す。

## 活力ある産業を育むまちづくり

広域交通網の整備に併せ、地域の自然や農林水産資源などを活用した観光産業の振興や、地場産業等の活性化等、地域の特性を活かした活力ある産業の振興を図る。

### 2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
川戸地区	<p>本地区は桜江町の行政機能の中心である町役場を有するとともに、学校・保育園等、町の公共施設の多くが立地する地区である。また、公共交通機関としてJR三江線川戸駅があり、鉄道・バス等の結節点としての機能を有している。</p> <p>今後は、本区域の都市機能の中心的地区として、複合的都市機能の形成を目指すとともに、道路、鉄道等の交通機能の連携強化を図る。</p>
谷住郷地区	<p>本地区は周辺を山林に囲まれる谷間に位置し、小谷川沿川の大部分に農地が広がっている。</p> <p>このような豊かな農地や自然環境を保全するとともに、良好な住環境の形成を図る。</p>

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において「市街化圧力」、「不良街区の形成防止」、「良好な市街地形成」、「産業基盤の確保」、「都市基盤施設整備」、「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」、「用途地域が定まっていない区域の土地利用」、「営農条件の確保」、「緑地の確保」のそれぞれの観点から区域区分の必要性について検証・評価を行った。

その結果、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

また、本区域は中山間地域に位置し、過疎化・高齢化が進行しており、今後、定住人口の確保や産業活動の活性化が重要である。

このため、交通・情報網や生活基盤の整備を図りながら、豊かな自然環境と地域資源を活かした都市づくりを行っていく必要がある。

これらの都市づくりにおける望ましい土地利用の実現方法としては、地域地区及び地区計画等の都市計画制度を活用し、計画的な土地利用を図ることで可能である。

このため、広域的、総合的に検討した結果、区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	土地利用の方針
既成市街地	本地区を居住環境の維持・改善を図る住宅地として配置する。 効率的な土地利用や都市基盤整備を図り、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。
市街地郊外部	本地区を良好な居住環境を形成する住宅地として配置する。 今後宅地化を図る地区においては、計画的な整備を誘導し、良好な居住環境を有する低層住宅地の形成を図る。
J R 川戸駅周辺地区	本地区を商業・業務機能を中心とする商業業務地として配置する。 川戸駅周辺の商業業務施設等を本地区の日常生活を支える近隣商業地として配置する。
江の川左岸地区	本地区を工業系機能を中心とする工業地として配置する。 既に工業施設が立地する地区であり、今後も周辺の市街地環境と調和を図りながら、工業生産活動を維持していく工業地として配置する。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制を図る地区	建築基準法第 39 条（災害危険区域） 地すべり等防止法第 3 条（地すべり防止区域） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条（急傾斜地崩壊危険区域） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条（土砂災害警戒区域） 第 8 条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。
河川周辺緑地	本地区を自然環境形成の観点から必要な保全を図る地区として位置づける。 河川法等の適切な運用により、周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、国道261号及び主要地方道桜江金城線、大田桜江線の3路線を基軸とし、放射状に交通体系を形成しており、区域内連絡道路と広域の地域間連絡の2つの機能を併せ持っている。

また鉄道については、本区域を山陰・山陽と結ぶJR三江線が配置されており、バス等の公共交通機関と併せて川戸駅がその結節点としての機能を有している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次ぎのとおり設定する。

広域交通体系の確立

広域の都市間連携の強化を図り、地域の活性化を支援するため、高規格幹線道路である山陰道及び中国横断自動車道広島浜田線と接続する広域幹線道路として、国道261号及び主要地方道桜江金城線等を位置づけ、機能強化を図る。

安全で快適な市街地内道路の整備

高齢者や子供等交通弱者が安全で快適に利用できる自転車や歩行者空間を確保する。

産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化

本区域と周辺地域の産業拠点や観光施設の連携を図り、産業の活性化を促進するため、産業・観光拠点のネットワーク形成を目指す。

公共交通の整備

高齢者が安心して暮らせる地域を確立するため、鉄道・バス等の公共交通機関が重要な役割を担っていることから、今後、JR川戸駅等交通結節点機能の強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進、利便性の向上を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
幹線道路	広域交通体系及び都市の骨格を形成する路線 「国道261号」、「主桜江金城線」、「主大田桜江線」を配置する。 補助幹線の役割を担う路線 「-三次江津線」を配置する。

イ 鉄道

種別	配置の方針
JR三江線	現在、運行されているJR西日本三江線を主要な公共交通機関と位置づけ、広域的な地域連携を促進するために配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
	幹線道路
	主大田桜江線

主は主要地方道、-は一般県道

## 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内並びに市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合排水で整備し、人家がまばらな地区は合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

##### 河川

本区域は、一級河川江の川が貫流するほか、江の川の支川である八戸川、小谷川が合流している。

江の川の治水対策については、昭和 47 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河道改修等を行うものとする。

支川小谷川の治水対策については、昭和 46 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、トンネル放水路建設及び河道改修を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

その他の中小河川については必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図るものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	桜江町の平成 12 年度末現在の下水道普及率（処理人口 / 行政人口）は 14.9% であり、平成 22 年度末の下水道普及率を約 100% とする。
河 川	一級河川江の川は、主要な地点である川本の計画高水流量を 9,700m <sup>3</sup> /s と定め、洪水の安全な流下を図る。支川小谷川は年超過確率 1/30 に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。 またその他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

### b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
河 川	江の川の河道改修、小谷川の河道改修及びトンネル放水路の建設

## その他の都市施設

### a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域の周辺を取り囲む緑豊かな丘陵と江の川、八戸川、小谷川の河川環境とが織りなす景観は、桜江を特徴づける重要な景観である。

特に、本区域の有する江の川、八戸川、小谷川の河川は、自然環境の骨格をなすものであるとともに、防災上も重要な機能を担っている。また、身近な憩いの場や地域資源を活かした交流など、活力ある都市環境の形成が求められている。

このような状況を踏まえ、水資源を基調とした豊かな自然環境の保全と緑地の整備を推進していく。

イ 緑地の確保水準

都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年次	現況 (平成12年)	目標年次 (平成32年)
目標水準	約 76.1 m <sup>2</sup> /人	約 100.0 m <sup>2</sup> /人

都市公園等の施設として整備すべき緑地とは都市公園及び公共施設緑地とする。

b 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全システムの配置	市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、街区公園等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する江の川・小谷川・八戸川とその沿川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。
	市街地の後背地に広がる樹林地について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る
レクリエーションシステムの配置	水辺空間を活用した観光・レクリエーション機能を有する緑地として江の川・小谷川・八戸川を配置する。
防災システムの配置	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成システムの配置	本区域を貫流する江の川・小谷川・八戸川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づけ、自然景観の構成に配慮する。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

住区基幹公園等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

また、江の川等の水辺地と一体となった緑地など特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、地域制緑地として各種制度を活用し、保全、整備に努める。

併せて、良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

桜江都市計画 都市計画区域の整備、開発又は保全の方針 附図



凡 例	
緑地	
農用地	
住宅地	
商業・業務地	
工業地	
急傾斜地崩壊危険区域	
幹線道路	
補助幹線道路	
市街地内道路	
鉄道	
河川	
公園等	
町役場	
都市計画区域	

